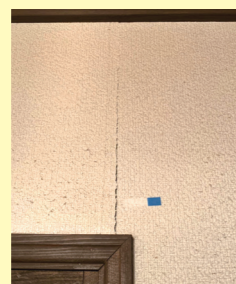


本調査導入メリット

- ①導入に伴う初期費用無し※[完全成果報酬]保険金を受領できない場合は無料
- ②地震保険金は使途自由※地震被害箇所の修繕義務はありません。
- ③地震保険の受領保険金は非課税※個人所有、管理組合は課税対象外です。
- ④保険金を受領しても、保険料の値上がり無し※給付を事由に以後の個々の保険料に変更はありません。
- ⑤新しい被害があれば何度でも申請可能※保険金を受領しても以後の地震(72時間以降)で新たな被害が生じれば請求が可能

損害事例



千葉県 M様邸 半損認定6,000,000円給付

埼玉県 K様邸 小半損認定2,550,000円給付



神奈川県 F様邸 大半損認定5,400,000円給付

東京都 S様邸 一部損認定375,000円給付



まずはお気軽にご相談ください！

当社の調査料は完全成果報酬！保険金が給付されない限り、調査料・交通費等の料金は一切発生いたしません。



知らないとい
損をする!?

地震保険加入者様へ ご自宅の小さな損害を 見逃していませんか？

保険が
給付されやすい方の
特徴

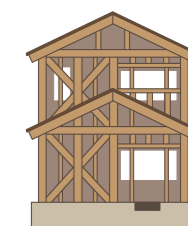
震度4以上の地震を
受けている住居の
オーナー様



民間保険会社、
全労済の地震保険
ご加入の方



ご自宅の作りが
木造の方



2011年3月11日東日本大震災～今現在までの地震の申請で、
あなたの加入されている保険から保険給付金がおりの可能性があります。

地震調査は
当社に是非
ご相談ください。

株式会社シナジーテクノ
☎04-7197-3783
〒278-0015 千葉県野田市西三ヶ尾654
<https://synergy-techno.com>



地震調査は
当社に是非
ご相談ください。

株式会社シナジーテクノ
☎04-7197-3783
〒278-0015 千葉県野田市西三ヶ尾654
<https://synergy-techno.com>



保険金給付までの流れ

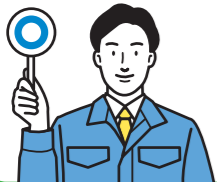
損害調査コンサルティング概要説明



現場調査

事前の連絡の上、専門のスタッフによる調査を行います。足場を組んだり、費用がかかることは一切ございません。作業時間は30分～1時間程度を予定しております。

基準値3%以上



損害認定基準に達する場合は、電話申請をしていただきます。

基準値3%未満



基準に達しない場合は、業務報告を終えて終了します。

鑑定



調査会社立会いのもと、保険会社指定鑑定員による鑑定が行われます。

対象外



保険給付金受領



保険会社により、お客様に保険給付金が支払われます。

費用0円



調査に要した費用などを請求することは一切いたしません。

成果報酬







保険給付金受領後、調査費のお支払いをお願いいたします。

請求期限は？
申請方法は？など
お気軽にご相談ください。

地震がおきた時はどうすればいい？

建物・家財に「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の損害が生じたときに、保険金が給付されます。

平成28年以前 保険始期	平成29年以降 保険始期 ^{※1}	損害時の 状況	支払われる 保険金
全損 	全損 地震等により損害を受け、主要構造部(土台、柱、壁、屋根等)の損害額が、時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合。	基礎・柱・屋根など ^{※2} の損害額が 建物の時価の 50%以上 ^{※3} 焼失・流失した部分の床面積が 建物の時価の 70%以上	契約金額の 100% (時価が限度)
半損 	大半損 地震等により損害を受け、主要構造部(土台、柱、壁、屋根等)の損害額が、時価額の40%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合。	基礎・柱・屋根など ^{※2} の損害額が 建物の時価の 40～50%未満 ^{※3} 焼失・流失した部分の床面積が 建物の時価の 50～70%未満 ^{※3}	契約金額の 60% (時価が限度)
一部損 	小半損 地震等により損害を受け、主要構造部(土台、柱、壁、屋根等)の損害額が、時価額の20%以上40%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合。	基礎・柱・屋根など ^{※2} の損害額が 建物の時価の 20～40%未満 ^{※3} 焼失・流失した部分の床面積が 建物の時価の 20～50%未満 ^{※3}	契約金額の 30% (時価が限度)
一部損 	一部損 地震等により損害を受け、主要構造部(土台、柱、壁、屋根等)の損害額が、時価額の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmをこえる浸水を受け、建物の損害が全損・大半損・小半損に至らない場合。	基礎・柱・屋根など ^{※2} の損害額が 建物の時価の 3～20%未満 焼失・流失した部分の床面積が 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水	契約金額の 5% (時価が限度)

※1 基礎・柱・壁・屋根などの主要構造部に着目して損害を調査します。地震保険という「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。
 ※2 津波によって建物(「木造建物」「共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)»)に浸水損害が生じた場合は浸水の深さ、地盤の液状化によって建物(上記と同じ)に損害が生じた場合は傾斜の角度、または沈下の深さで「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」を認定します。詳しくは当社までお問い合わせください。

注1 時価とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除した金額です。
 注2 損害の状況については、損害保険会社の専門の調査員がお伺いし、判定します。
 注3 1回の地震による保険金の総支払限度額は11.7兆円(2019年8月時点)です。この金額は、関東大震災クラスの地震が発生しても支払保険金の総額を超えることがないように決定されており、適宜見直されています。万が一、この額を超える損害が発生したときは保険金が削減されることがあります。
 (ご参考) 東日本大震災が発生した際には、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府には復旧・復興に向け、地震保険以外のさまざまな施策も実施しています。
 注4 地震保険の損害認定結果と自治体の罹災証明書の被害認定は一致しない場合があります。

